

議案第64号関連資料

明石市火災予防条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

消防法の定めにより、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造等に関し、基準省令*に従い条例で規定する必要があります。令和5年5月31日に基準省令が改正され、蓄電池設備及び厨房設備に関する基準が見直されたことから、所要の整備を図るものです。

*対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

2 改正の概要

(1) 蓄電池設備に係る基準の見直し（第14条及び第46条関係）

ア 規制対象となる基準単位の見直し

火災リスクは蓄電池容量(kWh)に依存するため、規制対象となる基準単位を改めるとともに、基準を細分化します。

イ 蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直し

屋外に設ける蓄電池設備は原則、建物から3m以上の離隔距離が必要ですが、一定の要件を満たした場合は適用除外とされています。基準省令の改正に伴いJIS規格等に適合するものについても、延焼防止措置が講じられたものとして適用除外とします。

改正			現行		
蓄電池容量	適合すべき基準	届出	電流量	適合すべき基準	届出
10kWh以下	—	×	4800Ah・セル未満	—	×
10～20kWh以下	条例基準又はJIS	×	4800Ah・セル以上	条例基準	○
20kWh超	条例基準	○			

※4800AH・セル＝（リチウムイオン蓄電池の場合）17.76kWh

（鉛蓄電池の場合）9.60kWh

(2) 木炭を燃料とする厨房設備（炭火焼き器）の離隔距離基準の見直し（別表第3関係）

厨房設備は壁等から一定の距離を確保する必要がありますが、国において離隔距離の実証実験が行われたことを受け、当該設備の離隔距離基準を見直します。

改正				現行			
壁面からの離隔距離 (cm)				壁面からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方	上方	側方	前方	後方
80～100	30～50	0～50	30～50	250	200	300	200

3 施行期日

令和6年1月1日 *基準省令の施行日と同日